

2020年10月1日
JASRAC

ブライダル目的複製に係る包括使用料の試験的運用（実証実験）の実施について

2019年10月1日から行っているブライダル目的複製に係る包括使用料の試験的運用（実証実験）の実施期間について、2020年9月30日までとしていたものを1年間延長し、2021年9月30日までとしました。

これに伴い、対象事業者の募集期間も延長しました。また、部署の統合があったため、応募に係る問合せ先の名称を変更しています。

実証実験の実施内容は次のとおりです。

1 実施期間

2020年10月1日～2021年9月30日

2 対象事業者の募集期間

2020年10月1日（木）～2020年10月20日（火）

3 応募に係る問合せ先

複製部 録音・ビデオグラム課

電話：03-3481-2169

業務時間 9：00～17：00（土曜日、日曜日、祝日を除く）

4 その他の内容

別紙のとおり

【別紙】

ブライダル目的複製に係る包括使用料の試験的運用（実証実験）の実施について（2019年8月30日公表）

以上

2019年8月30日
JASRAC

ブライダル目的複製に係る包括使用料の試験的運用（実証実験）の実施について

1 実施概要

(1) 目的

ブライダルの進行に合わせて音楽を再生するために使用する録音物（以下「進行用録音物」という。）又は、催物を記録するための録画物（以下「記録用録画物」という。）に、当協会が著作権を管理する音楽著作物（以下「管理著作物」という。）を複製する利用形態において、包括的に使用料を算定する方式を導入することに向け、音楽の利用の実態を検証するため。

(2) 実施内容等

ア 実施期間

2019年10月1日～2020年9月30日

イ 包括使用料額

オーディオ録音	進行用録音物	1催物当たり 5,000円
ビデオグラム録音	記録用録画物	1催物当たり 10,000円

（請求額には別途消費税相当額を加算）

ただし、使用料規程に定める規定¹を適用して算出した使用料額が上表の額を下回る場合は、その額とする。

ウ 試験的運用（実証実験）の対象とならない楽曲

（ア）進行用録音物

○ 管理著作物以外の楽曲

○ 専属楽曲²

¹ 第2章第5節オーディオ録音 1商用複製 (3) ブライダル等を演出し又は記録する目的で複製する場合又は第7節ビデオグラム録音 1商用複製 (2) ブライダル等を演出し又は記録する目的で複製する場合

² 著作者とレコード会社との専属作家契約によって、当該著作者が創作した楽曲の録音利用について、当該レコード会社に独占的な利用を認めている楽曲をいう。

(イ) 記録用録画物

- 管理著作物以外の楽曲
- 特定音楽出版者³が権利を有する外国楽曲

エ 利用楽曲の報告方法

試験的運用（実証実験）の対象となる事業者は、進行用録音物及び記録用録画物に録音した楽曲を、電子データで直接当協会に報告する。

(3) 対象とする事業者の想定

2019年10月1日から適用する使用料規程に対応した「ブライダル用録音・録画物に係る包括的利用許諾契約」を締結している事業者であって、次のいずれかに該当する事業者とする。

- ① 2018年度の録音物又は録画物に関する利用申請実績が2,000件以上であること。
- ② 公益社団法人日本ブライダル文化振興協会（BIA）が制定する「ブライダルサービス宣言」の認証を受けていること。

2 募集要項

(1) 募集する事業者の数

若干数

(2) 募集期間

2019年9月2日（月）～2019年9月20日（金）

(3) 応募方法

次のいずれかの部署へ、お電話でお問合せください。

複製部録音課 03-3481-2169

複製部ビデオグラム課 03-3481-2172

業務時間 9：00～17：00（土曜日、日曜日、祝日を除く）

以上

³ 日音、ピアームュージック、ワーナーチャペル音楽出版、ソニーミュージック・パブリッシング、ショット・ミュージック、日本アメリカーナ音楽出版をいう。ただし、日音においては、ライブラリー楽曲を除く。